

事 務 連 絡
平成19年 7 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(インドネシア産ほうれんそう及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、インドネシア産冷凍ほうれんそうにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
インドネシア産ほうれんそう及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬（シフルトリンを含む。）

（違反事例）

1. 品 名：冷凍カットほうれんそう
2. 生産国：インドネシア
3. 製造者：PT. HORTI JAYA LESTARI.
4. 検査結果：シフルトリン 0.20ppm（基準値：0.02ppm）
5. 検 疫 所：神戸検疫所食品監視第二課（届出受付番号：第67005156730号1欄）
6. 輸 入 者：ネクストレード株式会社